

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【公表番号】特表2002-513733(P2002-513733A)

【公表日】平成14年5月14日(2002.5.14)

【出願番号】特願2000-546727(P2000-546727)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/593	(2006.01)
A 6 1 K	31/138	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/22	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/593
A 6 1 K	31/138
A 6 1 K	47/44
A 6 1 P	35/00
A 6 1 K	37/24

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月8日(2006.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 医薬組成物の器官への局所送達による該器官の腫瘍の治療における使用に適する該医薬組成物であって、製剤学的に許容される脂質中にビタミンD化合物を含み、その際、該組成物中の該ビタミンD化合物の濃度は約 1×10^{-7} モル/リットルよりも高い前記医薬組成物。

【請求項2】 前記ビタミンD化合物がビタミンDまたはその前駆体、代謝産物もしくは類似体である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】 前記組成物中の前記ビタミンD化合物の濃度が少なくとも約 1×10^{-6} モル/リットルである、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】 前記ビタミンD化合物の濃度が少なくとも約 1×10^{-5} モル/リットルである、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】 前記ビタミンD化合物の濃度が少なくとも約 1×10^{-4} モル/リットルである、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】 前記ビタミンD化合物の濃度が少なくとも約 1×10^{-3} モル/リットルである、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】 前記ビタミンD化合物が、ビタミンD₃、25(OH)D₃、1,25(OH)₂D₃および24R,25(OH)₂D₃、またはそれらの前駆体、代謝産物もしくは類似体からなる群より選ばれる、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】 前記ビタミンD化合物が、EB1089、OCT(22-オキサ-1,25-(OH)₂D₃)、1,25(OH)₂,22,24ジエン,24,26,27トリホモD₃、MC903(カルシポトリオール)およびKH1060、1,25(OH)₂-16-エン23-インビタミンD₃およびそのヘキサジュウテロ型からなる群より選ばれる、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】 前記ビタミンD化合物が、ビタミンD₅、またはその類似体もしくは代

謝産物である、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】 前記脂質が前記腫瘍に対しアビディティーのある脂質である、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 11】 前記脂質が製剤学的に許容される油である、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 12】 前記油が非ヨード処理油である、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】 前記油がケシの実油である、請求項 12 に記載の組成物。

【請求項 14】 前記油がヨード処理油である、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 15】 前記油がヨード処理ケシの実油（リピオドール）である、請求項 14 に記載の組成物。

【請求項 16】 ビタミンD受容体の発現を増大させる成分をさらに含む、請求項 1 ~ 15 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 17】 前記の追加成分がエストロゲン、エストロゲン様化合物またはエストロゲンアンタゴニストである、請求項 16 に記載の組成物。

【請求項 18】 前記の追加成分がタモキシフェンである、請求項 16 に記載の組成物。

【請求項 19】 被験体の器官における腫瘍の治療方法における使用のための請求項 1 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の組成物の製造における、ビタミンD化合物および製剤学的に許容される脂質の使用であって、前記方法が前記組成物の該器官への局所投与を含む、前記使用。

【請求項 20】 前記方法が肝臓、乳房、前立腺、および腎臓より選ばれる器官の治療、または骨腫瘍の治療である、請求項 19 に記載の使用。

【請求項 21】 前記器官が肝臓である、請求項 20 に記載の使用。

【請求項 22】 前記組成物が動脈経由の送達のためのものである、請求項 19 ~ 21 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 23】 前記組成物が門脈に対する送達のためのものである、請求項 20 または 21 に記載の使用。

【請求項 24】 前記腫瘍が原発性または転移性の腫瘍である、請求項 19 ~ 23 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 25】 前記腫瘍が肝癌、大腸癌または肉腫である、請求項 19 ~ 24 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 26】 前記腫瘍が肝癌であり、かつ前記組成物が肝動脈経由の注入による局所投与のためのものである、請求項 25 に記載の使用。

【請求項 27】 前記組成物がワンショット投与としての送達のためのものである、請求項 18 ~ 25 のいずれか 1 項に記載の使用。